

## 平成28年度

## 介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費・居住費（滞在費）について、申請により負担が軽減されます。

## 軽減の対象者（いずれの条件も満たすこと）

- 本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること。
- 預貯金など（右参照）が、配偶者がいない場合は1,000万円以下で、配偶者がいる場合は合計額が2,000万円以下であること。

## 次の区分によって軽減内容が異なります

- ①生活保護受給者
- ②老齢福祉年金受給者
- ③本人の合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額（※）の合計金額が80万円以下の人  
※平成28年8月から、非課税年金収入額（遺族年金や障害年金など）も含めて区分を判定します。
- ④上記の①～③に該当しない人

## &lt;対象となる預貯金などの具体例&gt;

預貯金などの種類	対象の可否
現金、預貯金（普通、定期）	○
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債（借入金、住宅ローンなど）	○
生命保険	×
自動車	×

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

## 申請方法や申請期間など

- 申請に必要な物**
- ・介護保険負担限度額認定申請書（鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからも入手可）
  - ・認定を受ける本人の印鑑
  - ・本人の預貯金などに関する通帳等（直近の残高が確認できるもの）
- ※配偶者がいる場合は、配偶者の印鑑および通帳も必要となります。

**申請期間** 7月1日（金）から

**認定有効期間** 申請月の1日から平成29年7月31日まで

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、平成28年7月31日までです。

平成28年8月1日以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日（水）までに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ申請してください。

## ■市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置■

介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

## 認定を受ける主な条件

- ①属する世帯の構成員が2人以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること、など

問合先 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課（☎059-369-3201）